



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結い]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

だれもが人権を保障されなくてはなりません。

◇困ったときに使える制度の紹介(2面)◇

**聴覚障がいによって
被る不利益は大きい。**



介護保険で訪問介護と通所リハビリのサービスを利用している聴覚障がいの高齢者(女性)にお会いした時の話です。脳梗塞で救急車を呼んで入院し、「身体がしびれる」後遺症が残り、退院します。この方の場合、社会的な活動をやってきたこともあって、介護保険制度のこともご存じで、以前から知っていたケアマネジャーの事業所に相談に行きました。ケアマネとのやりとりは、事前に書いたメモを見せながら、身振り手振りでもなんとかスムーズにできたといいます。ケアマネに要介護認定の申請をしてもらいました。

それから数週間後、要介護認定のために、自宅に訪問調査員が訪ねてきて、心身の状態などを調査しました。この方は、調査員に杖をついて歩くように言われ、歩きました。調査員は聞き取りも行うわけですから、正確なコミュニケーションが求められますが、手話通訳者はついていません。

これでは、聴覚障がい者は不利益を被ってしまいます。調査員は、この方の日ごろの生活ぶりを聞くことはなく、コミュニケーションもうまくとれないので、本人自身も自分の状態を正確に伝えることができませんでした。

聞けば、普段の生活では杖など使わずに、股関節が痛いので、机などに手を添えて伝い歩きをしています。思い通りにならない身体を必死に動かしながらの暮らしぶりなどを伝えることができません。そうすると、結果として実際よりも軽い要介護度と判定されるおそれがあり、使える介護サ

ービスも制限されてしまいます。

少なくとも、聴覚障がいの高齢者が不利益を被らないように、要介護認定にあたっての訪問調査の折には手話通訳者を配置するなどの円滑なコミュニケーション支援が不可欠です。

本来の自立支援のサービスを

精神障がい者からの相談です。訪問介護サービスを利用していますが、すごく意欲的な毎日を過ごされています。体調が悪い時は、まったく食事を作ることや家事をすることもできませんでした。でも、いまや自分でやることは自分でやろうと家事や買い物にも意欲的です。

実際に相談で訪問した筆者はそれを実感しましたが、ヘルパーを派遣している介護事業所も入っているヘルパーもそんな彼女の変化を読み取ろうとはしていません。本来は、当事者の自立支援のためにサービスを提供しながら、その目的がどこまで達成されたかを検証することが求められるのにもかかわらず、安易にサービスを入れるだけの事業所が目立ちます。本人の心身の状態が変化するなかで、何年も前に決定したサービス内容・時間のまま継続されていますが、実際はその半分の時間で十分だと本人は訴えていました。もちろん、具合が悪くなったときには時間を延長するなど臨機応変な対応を望んでいます。

どんな状態であっても、さまざまな障がいを抱えていても、だれもが人間らしく生きる権利を持っています。そして、だれであってもそれを奪ったり侵したりすることはできません。なおかつ、その人権保障の確立を図らなくてはなりません。



●知って得する情報●

「生活福祉資金貸付制度」とは



「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障がい（身体・知的・精神障がい）のある方のいる世帯や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、無利子または低利子で資金の貸付を行うものです。

◆どんな費用が借りられるの？

○失業等により日常生活が困難であり、生活の立て直しのために必要な費用（就職等による生活の再建までの間に必要な生活費、家賃、就業のための支度費等、生活を再建するために一時的に必要な費用等々）。

○日常生活を送る上で、又は自立生活のために一時的に必要な費用（住宅の増改築などのための費用、けがや病気の療養のために必要な費用、介護サービスを受けるために必要な費用等々）。

○緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合の費用（医療費など臨時の支払が必要なとき、給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき、住宅手当や生活保護など、公的給付等の支給開始までに必要な生活費等）。

○学校（高校・大学等）に就学するため又は入学

に際し必要な費用。

○現在住んでいる不動産を担保とした生活費。

上記のほかに、さまざまな費用をありますので、資金の種類について詳しいことは相談窓口でお聞きください。

◆いくら借りられるの？

資金ごとに貸付限度額があります。たとえば、「就学支度費」は50万円（低所得世帯のみ）。「生業を営むために必要な費用」では、低所得世帯で280万円、障がい者世帯で460万円等々。ただし、借りられる世帯は資金種類によって異なります。

◆利息は？

連帯保証人がいる場合は、無利子です。連帯保証人がいない場合は、年1.5%です。資金の種類により異なります。

◆返済についてはどうすればいいの？

最終貸付の日から据置期間をおいて、口座振替又は振込みによる毎月返済になります。資金ごとに最長返済期間が決められています。

◆どこに相談すればいいの？

お住まいの区の社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。

補足：【高額療養費「委任払い」制度】について

前号（22号）でお知らせしました「高額療養費資金貸付制度」について、読者の方から「うちの区では『委任払い制度』があります」というご意見をいただきました。

国民健康保険では、「高額療養費資金貸付制度」に代わり、「高額療養費委任払い制度」の取り扱いを行っている市区町村もあります。医療機関への支払いが自己負担限度額までとなることは、貸付制度と変わりませんが、この制度では高額払い戻し分は、被保険者を經由せずに、直接医療機関に支払われるといったものです。

国民健康保険へ「医療費を支払うことが困難であること」の申し立てを行います。すべての市区町村で実施されているわけではありませんので、あらかじめ国保年金課にお問い合わせください。かかった医療機関の協力も必要となります。

利用できる人は、各市区町村の国民健康保険加入者で、医療費が高額なため生活を維持しつつ医療機関へ医療費を支払うことが困難な人です。

委任払いの申請は、実施している各市区町村の役所国保年金課の窓口で受け付けています。